



INCOME

4. タックスプランニング

(1) わが国の税制

わが国の税制は、国税と地方税、直接税と間接税に区分することができます

図表 47 国税と地方税

国 税	収得税	<u>所得税</u> 、法人税
	財産税	<u>相続税</u> 、 <u>贈与税</u>
	消費税	消費税、酒税
	流通税	印紙税、自動車重量税
地 方 税	都道府県民税	道府県民税、 <u>不動産取得税</u>
	市町村民税	市町村民税、固定資産税

図表 48 直接税と間接税

直 接 税	納税義務者＝担税者 所得税、法人税、道府県民税、市町村民税
間 接 税	納税義務者≠担税者 消費税、酒税、たばこ税

(2) 所得税の仕組み

国税に分類される所得税は、10 種類の所得があり、それらをまとめて課税する（総合課税）ことが基本です。ただし、一部は個別に課税される（分離課税）ものがあります

(a) 所得の種類

図表 49 所得の種類

利子所得	配当所得
不動産所得	事業所得
給与所得	退職所得
山林所得	譲渡所得
一時所得	雑所得

(b) 総合課税と分離課税

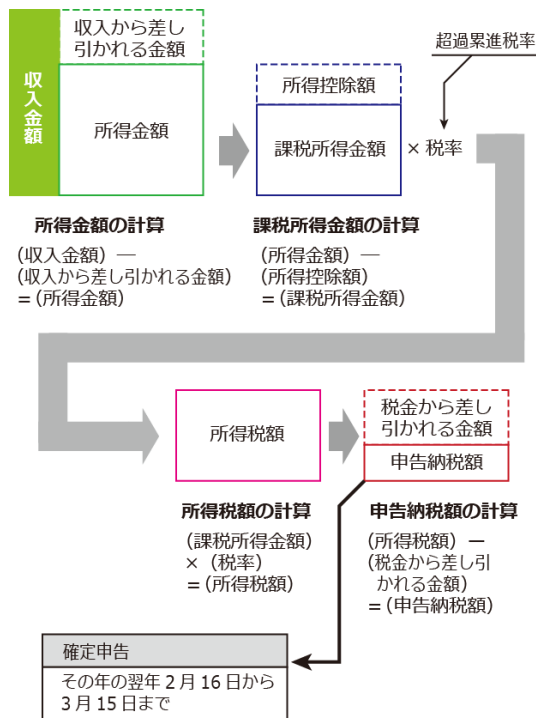
総合課税	個人の 1 年間（暦年）の所得をすべて合計して課税する方法
分離課税	総合課税から分離して個別に課税する方法で、源泉分離課税と申告分離課税に分類される

(c) 所得税の計算方法

所得税の総合課税の仕組みは、収入金額から一定の金額

(給与所得控除など)を差し引いて所得金額を計算し、さらに、所得控除額(配偶者控除など)を差し引いた金額(課税所得金額)に税率をかけて計算します。税金を計算した後に、税額控除(住宅ローン控除など)を差し引いて納税額が定まります

図表 50 所得税の計算の全体像

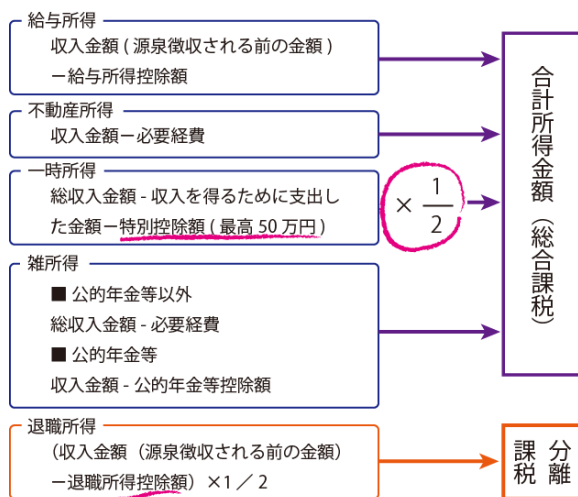


(3) 各種所得の内容

所得の種類によって取り扱いが異なります

(a) 各所得の取り扱い

図表 51 各所得の取り扱い



(b) 各所得の計算

□ 給与所得

給与所得の金額は、収入金額から給与所得控除額を差し引いて求めます

$$\boxed{\text{給与所得の金額}} = \boxed{\text{収入金額（源泉徴収される前の金額）}} - \boxed{\text{給与所得控除額}}$$

65 万円²以下の収入の場合、給与所得の金額はゼロになります

□ 退職所得

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算します

$$\text{退職所得の金額} = \left(\text{収入金額（源泉徴収される前の金額）} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2}$$

20 年以下 40 万円 × 年数（最低 80 万円）
20 年超 800 万円 + 70 万円 ×（年数 - 20）

□ 一時所得

競馬の払戻金や生命保険の満期保険金などが一時所得に該当します。一時所得は、その所得金額の 2 分の 1 に相当する金額を給与所得などの他の所得の金額と合計して総所得金額を求めた後、納める税額を計算します

$$\text{一時所得の金額} = \left(\text{総収入金額} - \text{その収入を得るために支出した金額の合計額} - \text{特別控除額} \right)$$

□ 雑所得

雑所得は、他の 9 種類の所得に分類されない所得です。公

² 令和 7 年度税制改正で変更されました。給与の収入金額 190 万円超の場合、一律 65 万円です

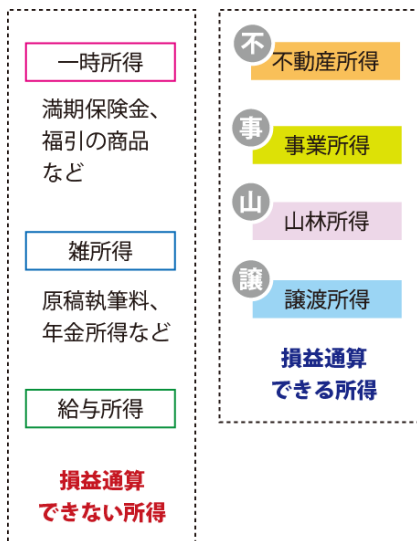
的年金や原稿料などが雑所得に分類されます

$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{\text{雑所得}} & = & \boxed{\text{総収入}} & - & \boxed{\text{必要}} & + & \boxed{\text{収入}} & - & \boxed{\text{公的年金}} \\
 \boxed{\text{の金額}} & & \boxed{\text{金額}} & & \boxed{\text{経費}} & & \boxed{\text{金額}} & & \boxed{\text{等控除額}} \\
 & & \underbrace{\hspace{10em}} & & & & \underbrace{\hspace{10em}} & & \\
 & & \text{公的年金以外} & & & & \text{公的年金にかかるもの} & &
 \end{array}$$

(4) 損益通算

損益通算とは、各種所得金額の計算上生じた一部の損失を、総所得金額等を計算する際に、他の各種所得の金額と相殺することで

図表 52 損益通算できる所得・できない所得



図表 53 損益通算の計算例

給与所得の金額	1,000 万円	}	$1,000 - 200 = 800$
事業所得の金額	▲200 万円		
譲渡所得の金額	▲20 万円	}	$(100 - 20) \times \frac{1}{2} = 40$
一時所得の金額	100 万円		
			+
			840 万円

(5) 所得控除

(a) 基礎控除

合計所得金額が 2,400 万円以下の場合、基礎控除額は 48 万円です

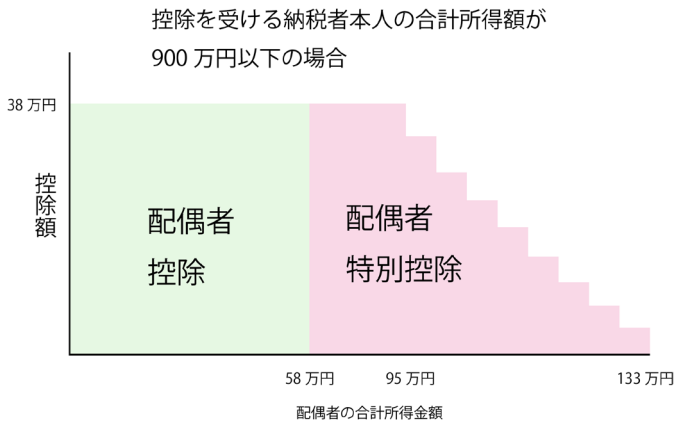
図表 54 基礎控除の金額

合計所得金額	令和 7 年	改正前
132 万円以下	95 万円	48 万円
132 万円～336 万円	88 万円	
336 万円～489 万円	68 万円	
489 万円～655 万円	63 万円	
655 万円～2,350 万円	58 万円	
2,350 万円～2,400 万円	48 万円	
2,400 万円～2,450 万円	32 万円	
2,450 万円～2,500 万円	16 万円	
2,500 万円超	0 円	

(b) 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者³控除と配偶者特別控除は同時に受けることはできません

図表 55 配偶者控除と配偶者特別控除の関係

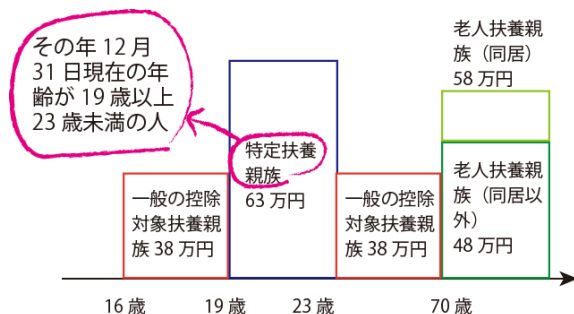


(c) 扶養控除

扶養親族の対象となるのは、その年の 12 月 31 日時点で、
16 歳以上の人です

³ 戸籍上の配偶者です。内縁関係の場合は該当しません

図表 56 年齢による扶養控除



図表 57 扶養親族等の所得要件

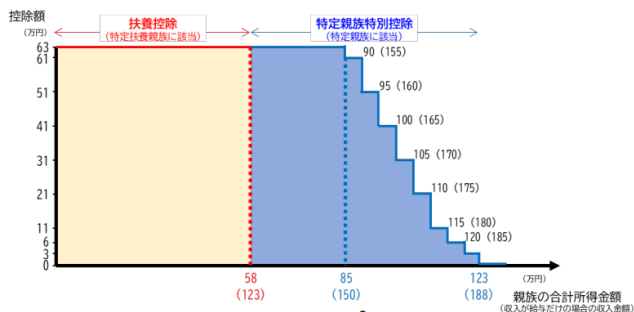
区分	合計所得金額
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円～133 万円
勤労学生	85 万円以下

(d) 特定親族特別控除⁴

特定扶養親族	特定親族
控除対象扶養親族のうち 19 歳以上 23 歳未満の人	居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親

⁴ 令和 7 年度税制改正で新設

族) で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人



出典：令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（国税庁）

(e) 生命保険料控除

生命保険保険料控除は、契約した時期に応じて、2 つまたは 3 つの区分の控除額が設定されています

図表 58 生命保険料控除

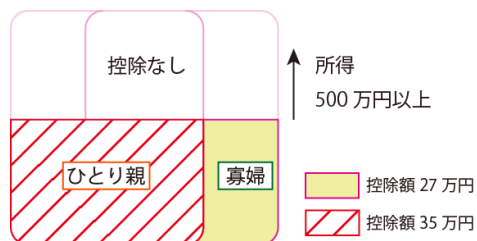
	平成 23 年 12 月 31 日 以前に契約	平成 24 年 1 月 1 日 以降に契約
遺族保障	生命保険料控除 最高 5 万円	生命保険料控除 最高 4 万円
介護医療保障	生命保険料控除 最高 5 万円	介護医療保険料控除 最高 4 万円
老後保障	個人年金保険料控除 最高 5 万円	個人年金保険料控除 最高 4 万円
	通算最高 <u>10 万円</u>	通算最高 <u>12 万円</u>

(f) 小規模企業共済等掛金控除

支払った金額（確定拠出年金（個人型）（iDeCo）の掛金確定拠出年金（企業型）の自己負担した掛金）の全額が控除額になります。ただし、掛金には限度があります（図表 17 確定拠出年金の拠出額参照）

(g) ひとり親控除と寡婦控除

図表 59 ひとり親控除と寡婦控除



(6) 税額控除

税額控除とは、課税所得金額に税率を乗じて算出した所得税額から、一定の金額を控除するしくみ

(a) 住宅ローン控除

新築住宅の場合、

図表 60 住宅ローン控除額

【新築住宅・買取再販住宅⁽¹⁾】(控除率0.7%)

住宅の環境性能等	借入限度額 ⁽⁵⁾	控除 期間
	2024・2025年入居	
長期優良住宅・低炭素住宅	子育て世帯・若者夫婦世帯 ⁽⁶⁾ :5,000万円 その他の世帯:4,500万円	13年間 ⁽⁷⁾
ZEH水準省エネ住宅 ⁽²⁾	子育て世帯・若者夫婦世帯 ⁽⁶⁾ :4,500万円 その他の世帯:3,500万円	
省エネ基準適合住宅 ⁽³⁾	子育て世帯・若者夫婦世帯 ⁽⁶⁾ :4,000万円 その他の世帯:3,000万円	
その他の住宅 ⁽⁴⁾	0円 ⁽⁷⁾	—

出典 国土交通省パンフレットより

中古住宅の場合

区 分	居住年			
	2022(令和4)年	2023(令和5)年	2024(令和6)年	2025(令和7)年
認定長期優良住宅 (長期優良住宅)	3,000万円 【10年間】			
低炭素建築物 (低炭素住宅)				
低炭素建築物とみなされる特定建築物 (低炭素住宅)				
特定エネルギー消費性能向上住宅 (ZEH水準省エネ住宅)				
エネルギー消費性能向上住宅 (省エネ基準適合住宅)	2,000万円 【10年間】			
一般の中古住宅 (その他の住宅)				
控除率	全期間 一律 0.7%			
所得要件	合計所得金額 2,000万円以下			
床面積要件	50㎡以上			